

オプトアウト届出事業者に対する 実態調査

報告書



目次

I 調査の概要	2
1. 調査目的	2
2. 調査事項	2
3. 調査対象企業	2
4. 調査方法	2
5. 調査実施期間	2
6. アンケート回収数・回収率	2
7. 調査実施機関	3
8. 注意事項	3
II アンケート調査結果	4
【届出内容に係る変更の有無】	4
【個人データの取得について】	6
【要配慮個人情報の取得・提供】	7
【提供データが適正に取得されたものであることの確認】	9
【他の事業者からの個人データの提供について】	10
【本人が知り得る状態について】	22
【第三者提供の実績等】	23
【第三者から提供を受けた実績等】	28
【資料の提供依頼】	30

I 調査の概要

1. 調査目的

本調査は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」とする。）第27条第2項に基づく届出を行った事業者（以下「オプトアウト届出事業者」）においては、個人データの第三者提供記録の作成（法第29条）等の義務が課されているところ、これらの義務の履行状況を確認することを目的とする。

2. 調査事項

- ・届出内容に係る変更の有無
- ・個人データの取得について
- ・要配慮個人情報の取得・提供
- ・提供データが適正に取得されたものであることの確認
- ・他の事業者からの個人データの提供について
- ・本人が知り得る状態について
- ・第三者提供の実績等
- ・第三者から提供を受けた実績等
- ・資料の提出依頼
 - ＞ 公表資料 | 第三者提供の記録の様式 | 第三者から提供を受けた記録の様式

3. 調査対象企業

オプトアウト届出事業者として登録のある法人・個人162先

4. 調査方法

Excel調査票によるメール調査

5. 調査実施期間

令和5年2月27日（月）～3月20日（月）

6. アンケート回収数・回収率

回収数	回収率
120件	74.1%

7. 調査実施機関

株式会社アズコムデータセキュリティ（埼玉県秩父市）

8. 注意事項

- ・ 図表中の「N」とは 100%が何件に相当するかを示す比率算出の基数である。
- ・ 各ページの集計表は、上段が件数、下段が割合を表している。
- ・ 抜粋した回答について、個別の事業者名等が記載されているものについては適宜修正を行っている。
- ・ 調査票の送付・回収及び本報告書の作成は個人情報保護委員会が委託した株式会社アズコムデータセキュリティが実施

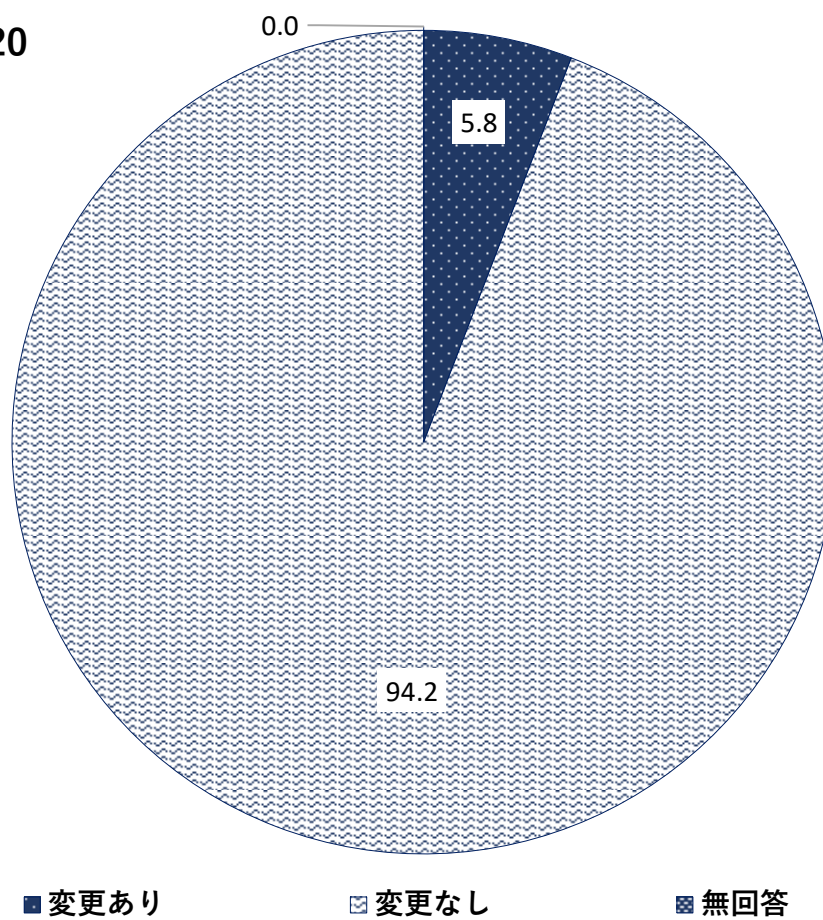
Ⅱ アンケート調査結果

【届出内容に係る変更の有無】

問1. 個人情報保護委員会へ提出した直近の届出内容から、変更点があるか回答願います。

「変更あり」で5.8%、「変更なし」が94.2%であった。

N= 120



全体	変更あり	変更なし	無回答
120	7	113	0
100.0	5.8	94.2	0.0

問2. 問1で、” 変更あり” と回答した方へお聞きします。直近の届出内容からの変更内容を回答願います。

回答抜粋

本社（本店）所在地変更
メールアドレス変更
電話番号・FAX番号変更

【個人データの取得について】

問3. 第三者に提供される個人データを貴社がどのように取得しているか、回答願います。
(自由記載)

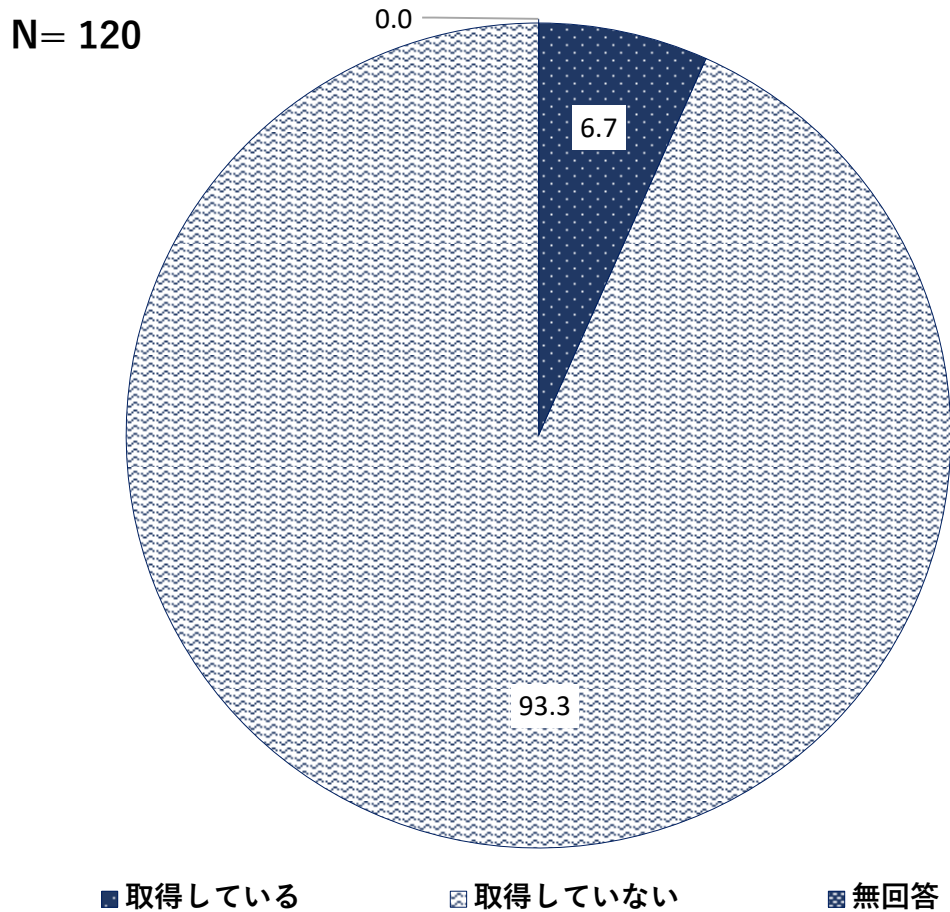
回答抜粋

インターネット上で公開されている情報から取得
情報公開制度に基づく行政文書の開示請求により法務局から取得
官公庁が各種法令・制度に基づき公開している情報の閲覧
テレビ、ラジオで報道された情報から取得
市販されている電話帳・新聞・雑誌・書籍の購入
パートナー企業であるデータベース取り扱い事業者からの取得
地方公共団体である公的機関の住民基本台帳閲覧データ（個人情報保護法施行以前）
現地徒歩調査における表札の閲覧及び本人宅への訪問時の直接確認
不動産全部事項証明書に記載されている個人情報（登記所在、地番、家屋番号、所有者氏名および住所、債権者氏名および住所）
商業全部事項証明書に記載されている個人情報（商号、本・支店所在地、代表者氏名および住所、役員氏名）

【要配慮個人情報の取得・提供】

問4. 貴社の業務で利用するために要配慮個人情報を取得しているか、回答願います。

「取得している」が6.7%、「取得していない」が93.3%であった。



全体	取得している	取得していない	無回答
120	8	112	0
100.0	6.7	93.3	0.0

問5. 問4で、”取得している”と回答した方へお聞きします。個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第27条第2項において、要配慮個人情報はオプトアウトにより第三者に提供できないとされています。オプトアウトにより第三者に提供するデータ（以下「提供データ」という。）に、要配慮個人情報が含まれないことの確認方法を回答願います。

回答抜粋

要配慮情報が含まれていた場合は直ちに廃棄するなどして取得と評価されないようにしている
オプトアウトにより第三者提供する情報と、入手した要配慮個人情報を含む情報は、別データとして管理しており、要配慮個人情報をオプトアウトの提供データとはしていない。また、要配慮個人情報の提供には社内決裁が必要であり、法により禁止された提供が行われることを防止している
提供データ作成に関するマニュアルに禁止事項として掲載するとともに、審査チェックを実施しています

【提供データが適正に取得されたものであることの確認】

問6. 法第27条第2項において、法第20条第1項（適正な取得）の規定に違反して取得された個人データは第三者に提供できないとされています。提供データが、法第20条第1項（適正な取得）の規定に違反したものでないことの確認方法を回答願います。

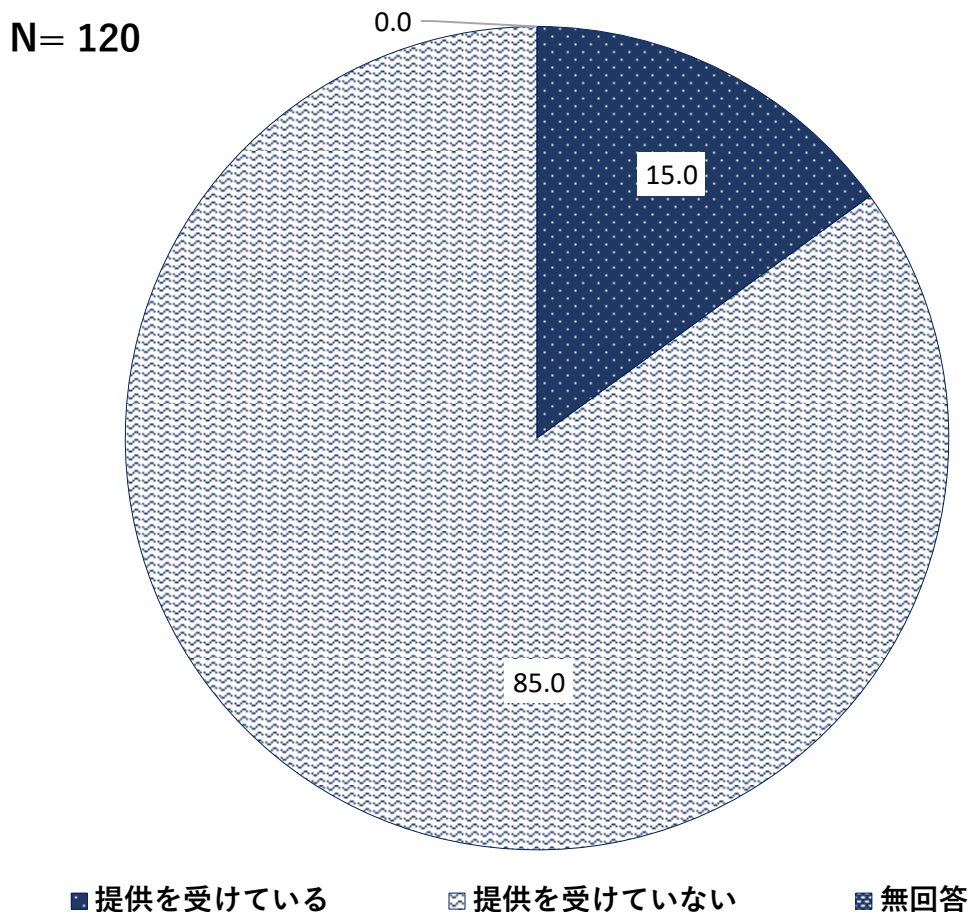
回答抜粋

法律（情報公開制度および登記情報提供制度）に基づき、当社が直接取得しています
商業登記のみ利用
取得にあたって「取得方法」と「取得の合法性」の確認を行っています
新聞・雑誌・書籍・電話帳については適正に出版・公表されているものを確認
官公庁の正式なウェブサイト上で公表された情報であることを確認している
データ取得元のプライバシーポリシーの確認
提供元に対して取得の経緯を確認
現地徒歩調査における表札の閲覧及び本人宅への訪問時の直接確認をもって取得している
取得方法を遵守している点については、作業管理者によって監視

【他の事業者からの個人データの提供について】

問7. 他の事業者から個人データの提供を受けているか、回答願います。

「提供を受けている」が15.0%、「提供を受けていない」が85.0%であった。



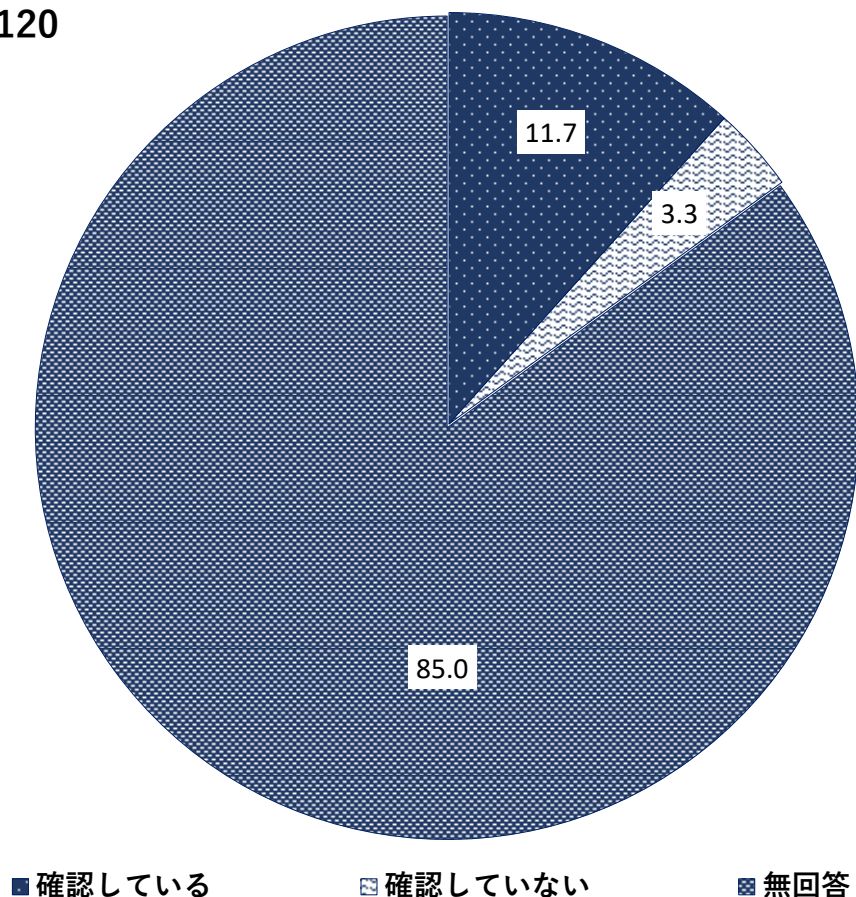
全体	提供を受け ている	提供を受け ていない	無回答
120	18	102	0
100.0	15.0	85.0	0.0

問8. 問7で、”提供を受けている”と回答した方へお聞きします。
 法第27条第2項において、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできないとされています。貴社に対して、個人データの提供を行う事業者がオプトアウト届出事業者でないかを確認しているか、回答願います。

【全事業者を母数とした場合】

「確認している」で11.7%、「確認していない」が3.3%であった。

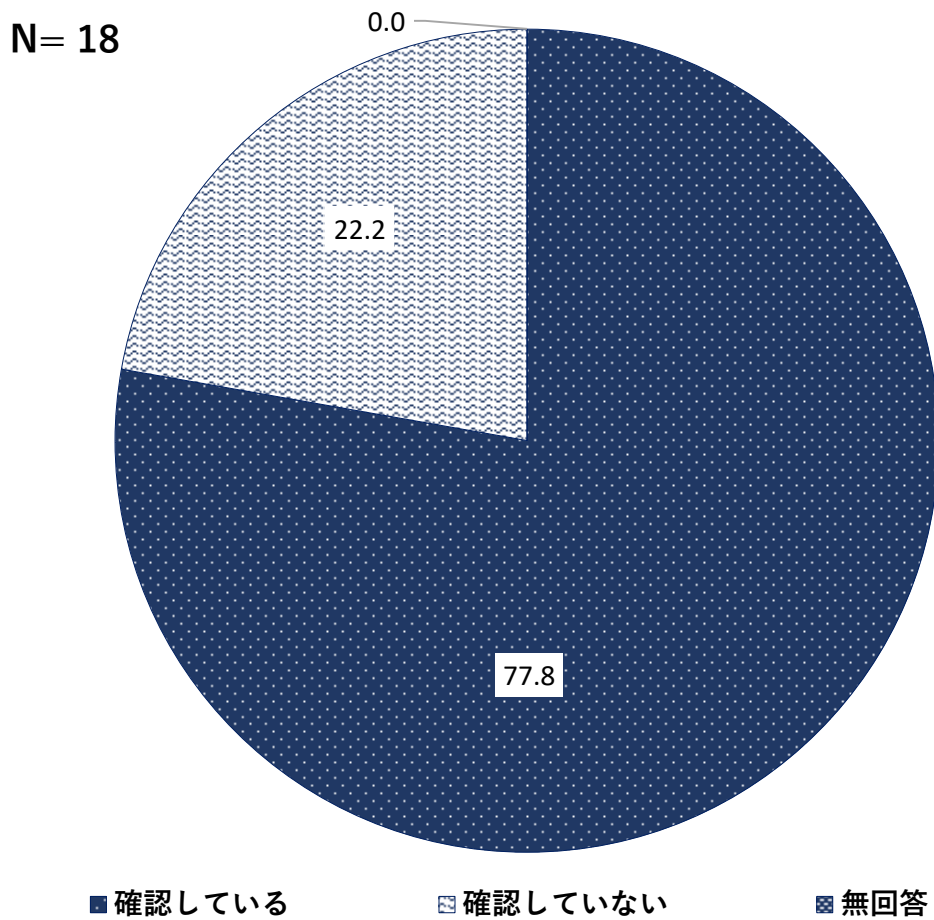
N= 120



全体	確認している	確認していない	無回答
120	14	4	102
100.0	11.7	3.3	85.0

【問7で「提供を受けている」と回答した事業者を母数とした場合】

「確認している」で77.8%、「確認していない」が22.2%であった。



全体	確認している	確認していない	無回答
18	14	4	0
100.0	77.8	22.2	0.0

問9. 問8で、「確認している」と回答した方へお聞きします。

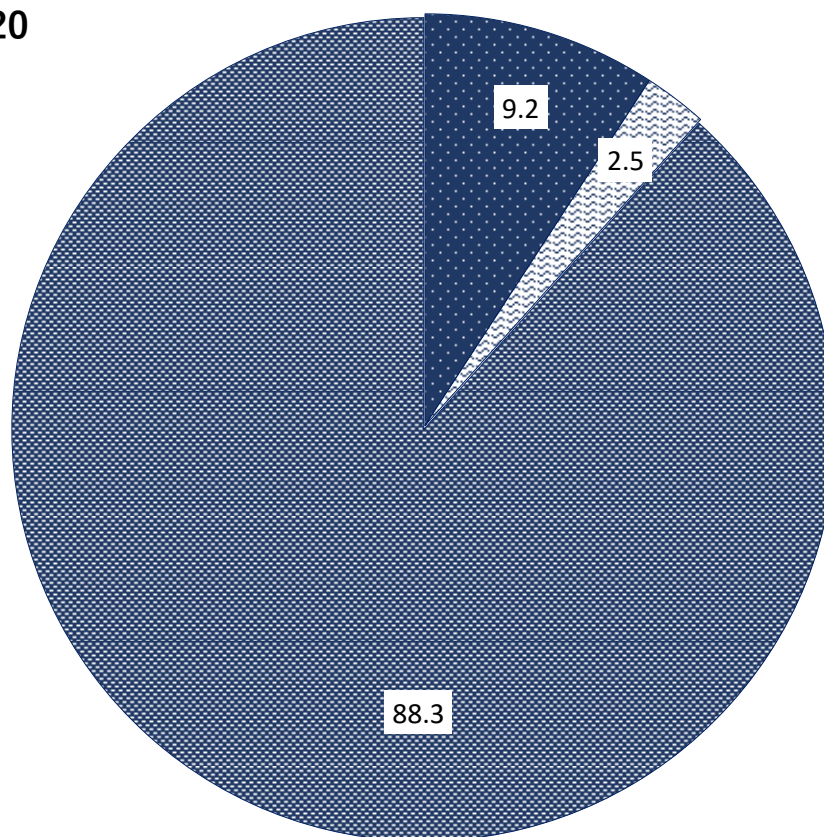
オプトアウト届出事業者でないかを個人情報保護委員会のサイト（※）で確認しているか、回答願います。

※https://www.ppc.go.jp/personalinfo/preparation/optout/publication_2021/

【全事業者を母数とした場合】

「確認している」が9.2%、「確認していない」が2.5%であった。

N= 120



■ 確認している

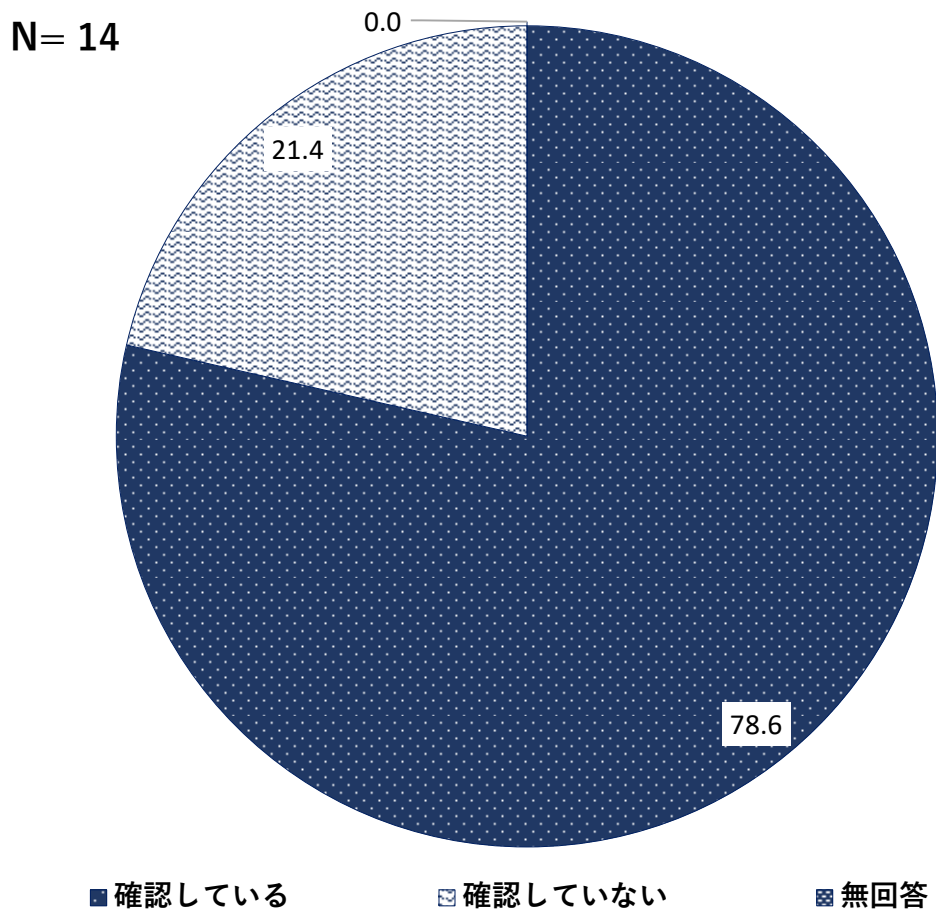
☒ 確認していない

☒ 無回答

全体	確認している	確認していない	無回答
120	11	3	106
100.0	9.2	2.5	88.3

【問8で「確認している」と回答した事業者を母数とした場合】

「確認している」で78.6%、「確認していない」が21.4%であった。



全体	確認している	確認していない	無回答
14	11	3	0
100.0	78.6	21.4	0.0

問10. 問8で、” 確認している” と回答した方へお聞きします。

オプトアウト届出事業者でないかを確認する際に、個人情報保護委員会のサイト（※）以外の方法で確認している場合、その方法を回答願います。（自由記載）

※https://www.ppc.go.jp/personalinfo/preparation/optout/publication_2021/

回答抜粋

現状第三者に提供している個人データは各種官公庁から取得したものであり、それらがオプトアウト届出事業者でないことは確認済み
--

提供元に対する直接確認（問い合わせ等）の実施

問11. 問7で、” 提供を受けている” と回答した方へお聞きします。
オプトアウト届出事業者以外の事業者から個人データを取得している場合、当該事業者が法第20条第1項の「偽りその他不正の手段」に該当しない手段により個人情報を取得していることの確認方法を回答願います。

回答抜粋

事業者が個人情報提供者との間で合意している利用規約及びプライバシーポリシーを確認し、本人が直接提供した個人情報であり、かつ、本人の同意に基づき第三者提供されている情報であることを確認
個人データの提供を受ける際に、どのような目的・方法で取得した情報か聞き取り
提供者のホームページで公表されているプライバシーポリシーに定められている利用目的、取得の経緯を確認するとともに、提供者自身からも直接説明を受けている
法令（外国の法令を含みます）を遵守して取得した個人情報であることを契約により確認

問12. 問7で、“提供を受けている”と回答した方へお聞きします。
 以下の経路で個人データの提供を受けている場合、入手先Aが、法第20条第1項の
 「偽りその他不正の手段」に該当しない手段により個人情報を取得しているかを確認
 しているか、回答願います。

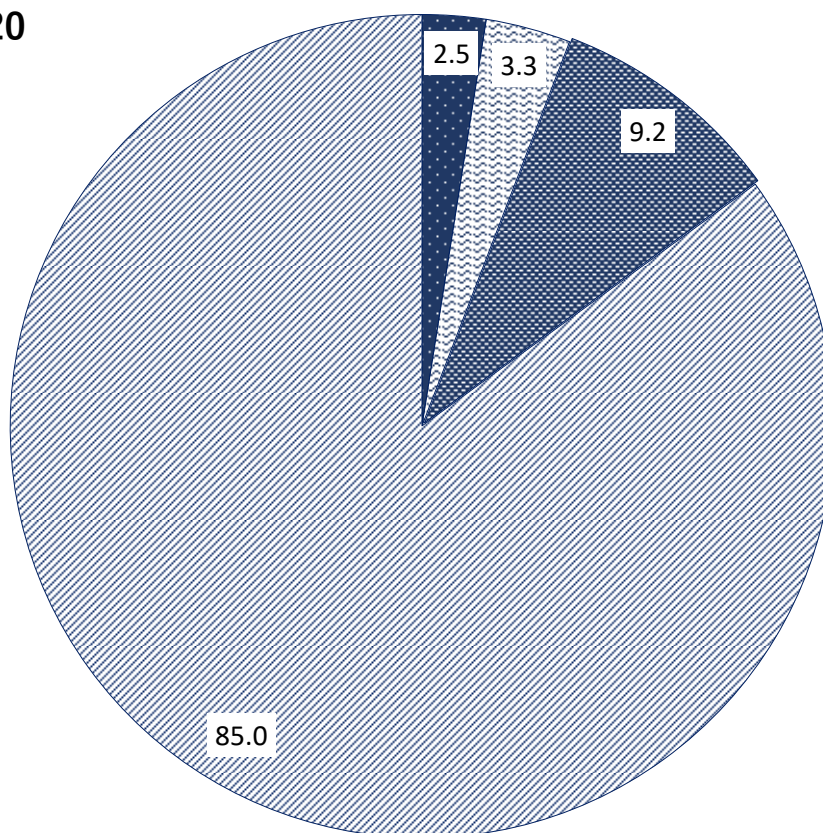
<個人情報の取得経路>

入手先A → オプトアウト届出事業者以外の事業者B → 貴社（オプトアウト届出事業者）

【全事業者を母数とした場合】

「確認している」が2.5%、「確認していない」が3.3%、「上記の経路で提供を受けていない」
 が9.2%であった。

N= 120



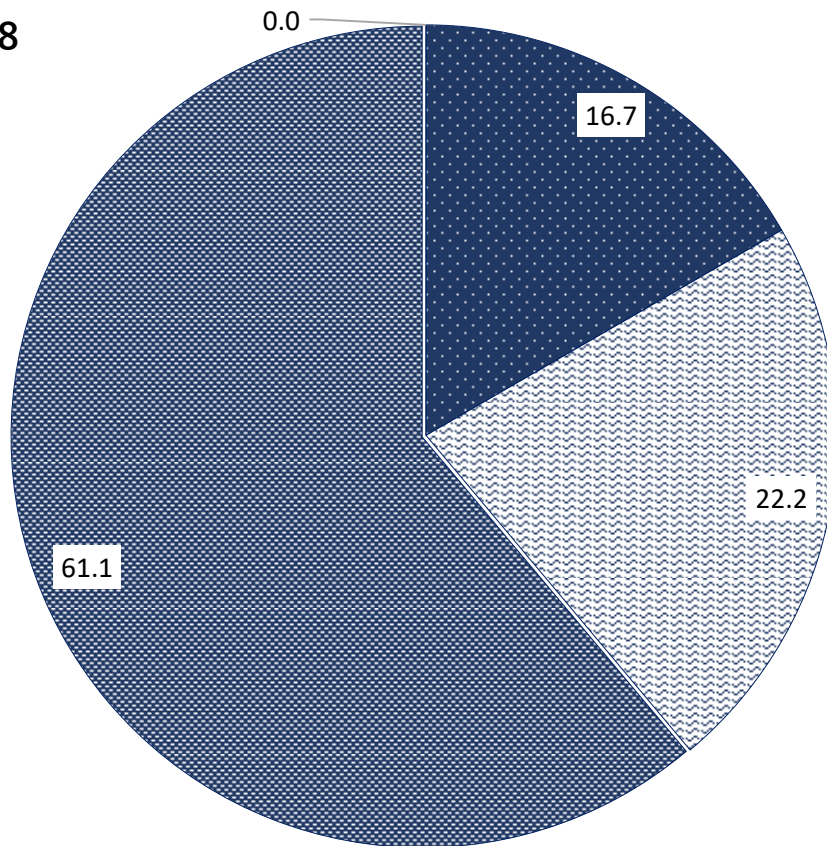
■ 確認している ☒ 確認していない ■ 上記の経路で提供を受けていない ▨ 無回答

全体	確認している	確認してい ない	上記の経路 で提供を受 けていない	無回答
120	3	4	11	102
100.0	2.5	3.3	9.2	85.0

【問7で「確認している」と回答した事業者を母数とした場合】

「確認している」が16.7%、「確認していない」が22.2%、「上記の経路で提供を受けていない」が61.1%であった。

N= 18



■ 確認している ■ 確認していない ■ 上記の経路で提供を受けていない ■ 無回答

全体	確認している	確認していない	上記の経路で提供を受けていない	無回答
18	3	4	11	0
100.0	16.7	22.2	61.1	0.0

問13. 問12で、” 確認している” と回答した方へお聞きします。

入手先Aが、法第20条第1項の「偽りその他不正の手段」に該当しない手段により個人情報を取得しているかを確認しているかの確認方法を回答願います。

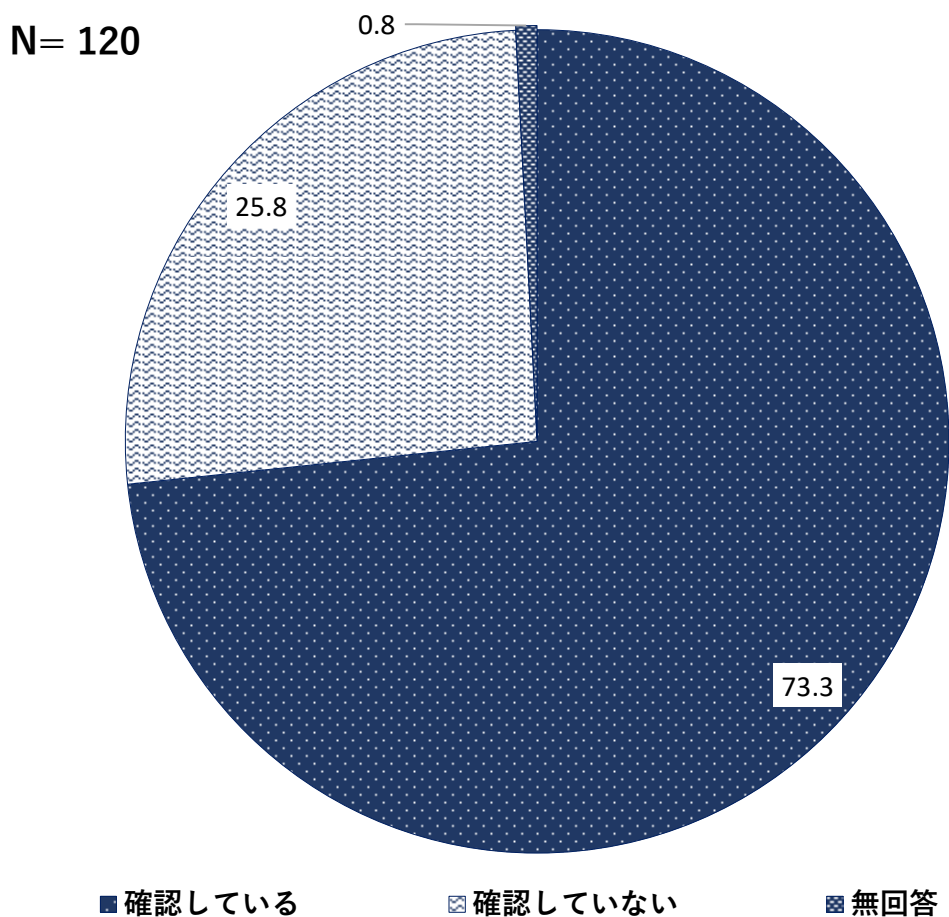
回答抜粋

Bとの契約上、偽り等の不正の手段により個人情報を取得しているものではない旨、表明保証条項を定めて合意することで、Bが入手先Aから得た個人データを含めて、偽りその他不正の手段に該当しないことを担保

取得先事業者との間の契約による確認

問14. 法第19条において、個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないとされています。オプトアウトによる個人データの提供先が提供データを「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」で利用しないことを確認しているか、回答願います。

「確認している」が73.3%、「確認していない」が25.8%であった。



全体	確認している	確認していない	無回答
120	88	31	1
100.0	73.3	25.8	0.8

問15. 問14で、“確認している”と回答した方へお聞きします。確認方法を回答願います。

回答抜粋

契約前に取引先として信用できるかの調査を行い、利用規約の禁止事項に入れた上で合意の上サービス提供
契約時に利用用途を確認
会社のHP、事業内容を確認して、どういった事に個人情報を利用するのか確認
宅建免許番号による当該法人の实在確認および、利用規約への同意
提供先の個人情報保護方針を確認し、適正に取り扱っていることを確認
提供先の企業審査を実施、不法・不当な利用をする恐れのある企業には、情報を提供しない

【本人が知り得る状態について】

問16. 届出内容については本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く必要があります。この点について対応されている内容を記載ください。

回答抜粋

当社サービスページ内にもオプトアウトによる第三者提供を行っている旨の記載およびプライバシーポリシー記載ページへのリンクを設けている
自社コーポレートサイト、ホームページでの公表、社内の壁面への掲示を行っている
電話、メール、来訪の場合、事務所での対応
屋号や氏名、都道府県から簡単に検索出来るようにしている
ホームページへの「オプトアウトに関わる公表事項」についての掲載と、問合せ窓口を設けています

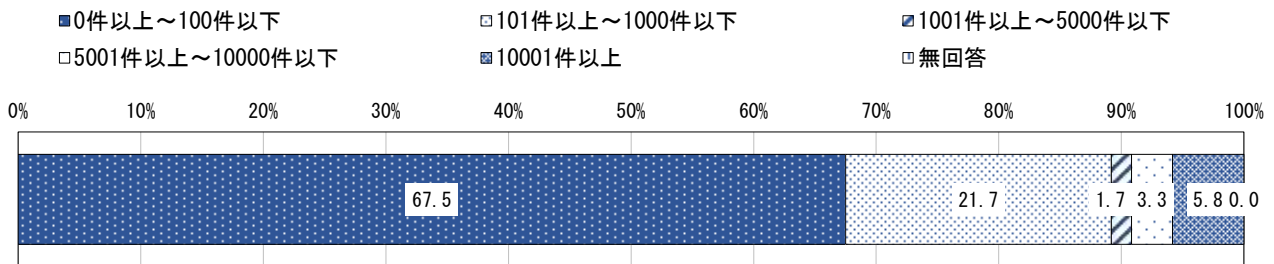
【第三者提供の実績等】

問17. 令和4年4月1日～令和5年1月31日までの間に、オプトアウトにより第三者に提供した件数を回答願います。（提供先が法人/個人の内訳を数値にて回答願います）
 ※提供したデータの数や提供したデータに含まれる個人情報の数ではなく、提供行為を行った件数を記載願います

○法人

「0件以上～100件以下」の割合が67.5%と最も多く、次いで「101件以上～1000件以下」が21.7%であった。

N= 120

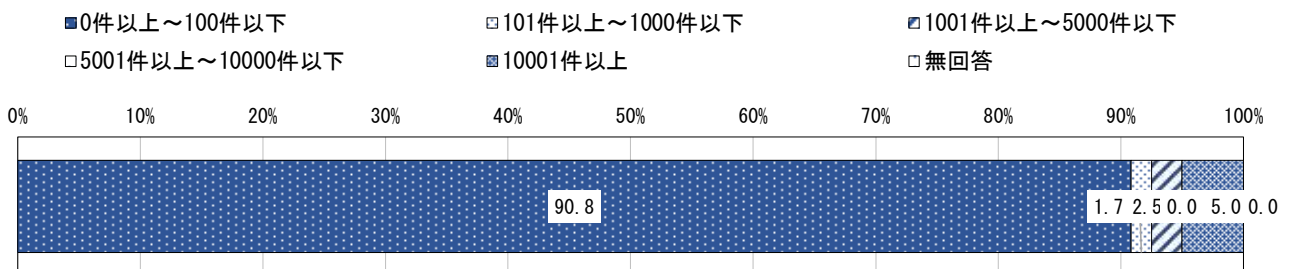


全体	0件以上～100件以下	101件以上～1000件以下	1001件以上～5000件以下	5001件以上～10000件以下	10001件以上	無回答
120	81	26	2	4	7	0
100.0	67.5	21.7	1.7	3.3	5.8	0.0

○個人

「0件以上～100件以下」の割合が90.8%と最も多く、次いで「10001件以上」が5.0%であった。

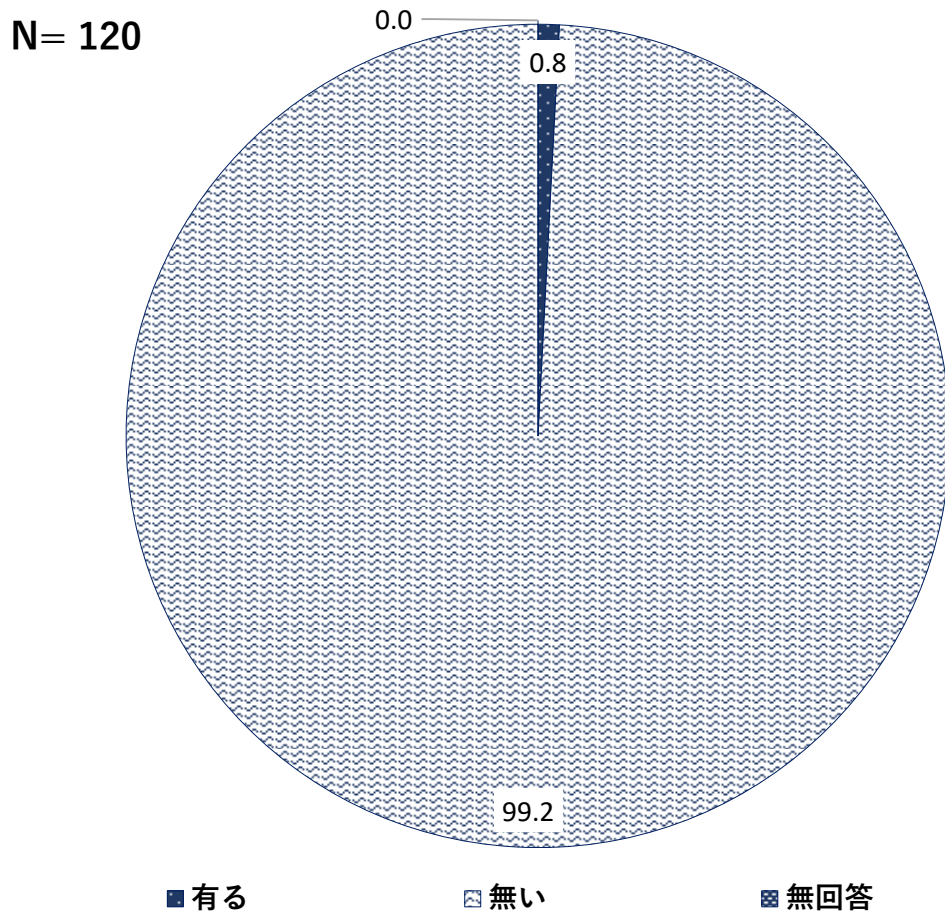
N= 120



全体	0件以上～100件以下	101件以上～1000件以下	1001件以上～5000件以下	5001件以上～10000件以下	10001件以上	無回答
120	109	2	3	0	6	0
100.0	90.8	1.7	2.5	0.0	5.0	0.0

問18. オプトアウトによる第三者提供に係る記録について、記録漏れの有無を回答願います。

「有る」が0.8%、「無い」が99.2%であった。

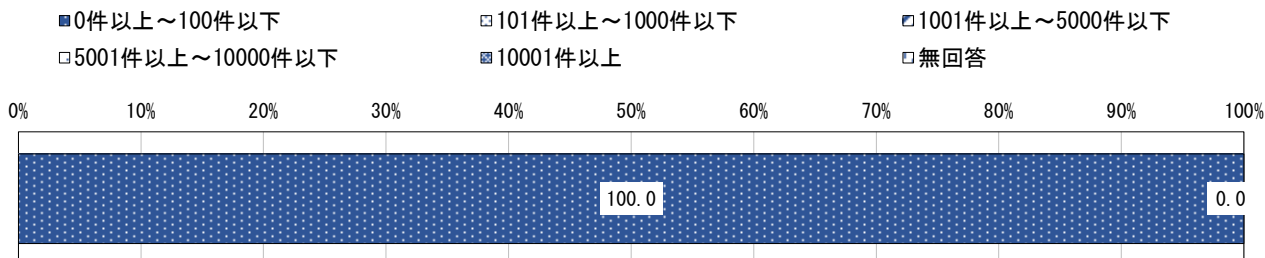


全体	有る	無い	無回答
120	1	119	0
100.0	0.8	99.2	0.0

**問19. 問18で、“有る”と回答した方へお聞きします。
記録漏れの件数、内容、発生原因及び再発防止策を回答願います。**

○記録漏れの件数：
「0件以上～100件以下」の割合が100.0%であった。

N= 1



全体	0件以上～100件以下	101件以上～1000件以下	1001件以上～5000件以下	5001件以上～10000件以下	10001件以上	無回答
1	1	0	0	0	0	0
100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○記録漏れの内容：

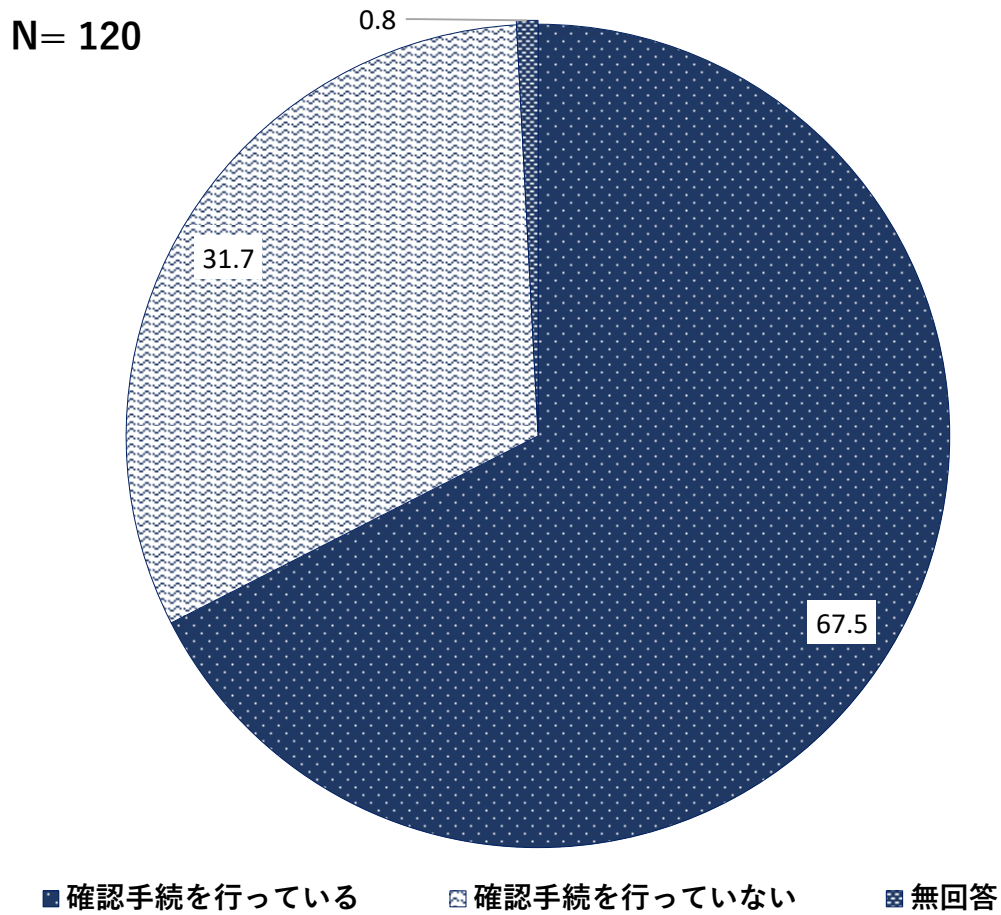
「提供リストの内容」「内容（項目）」に記入漏れ

○発生原因及び再発防止策：

台帳のフォーマットを変更してシステム化により再発を防止。

問20. 個人データの第三者提供に当たり、提供先に対して、本人確認手続等を行っているか回答願います。

「確認手続を行っている」が67.5%、「確認手続を行っていない」が31.7%であった。



全体	確認手続を行っている	確認手続を行っていない	無回答
120	81	38	1
100.0	67.5	31.7	0.8

問21. 問20で、” 確認手続を行っている” と回答した方へお聞きします。
個人データの第三者提供に当たり、提供先に対して、本人確認手続等を行っている
場合、その方法を回答願います。

回答抜粋

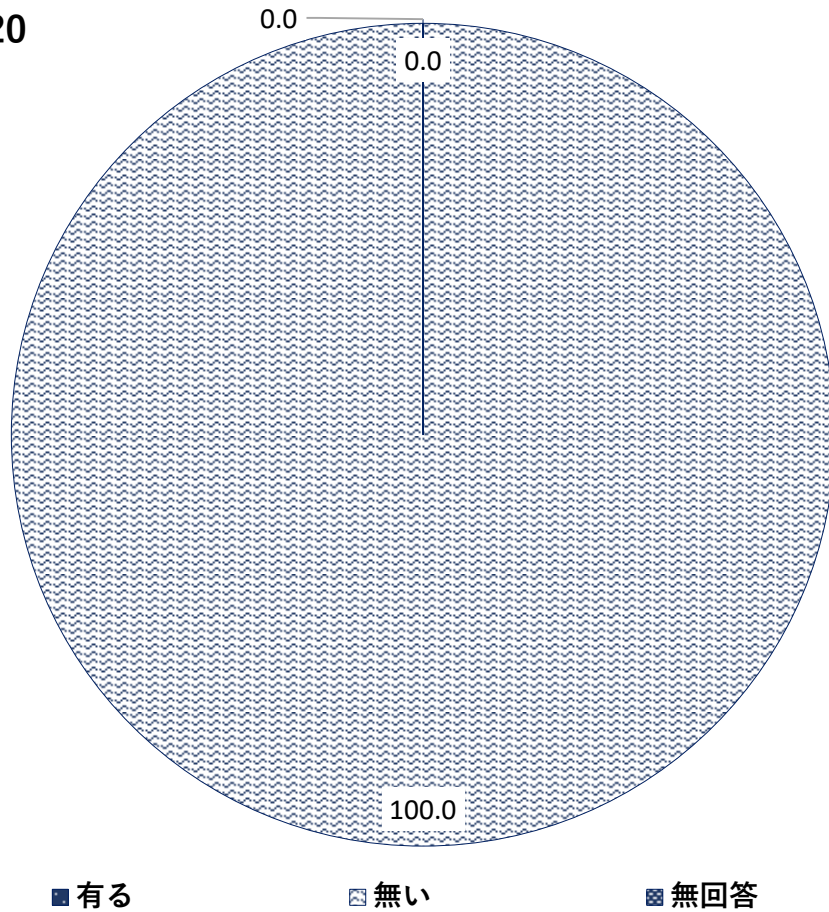
開業届の取得
名刺・ホームページの確認、訪問による事業所実在確認
運転免許証等の身分証の提示確認
謄本を取得
法人番号検索サイトや信用調査 DB での実在確認
当該法人のウェブサイト等での掲載内容や、ドメインの保持状況
宅建免許番号による当該法人の実在確認
契約前にすべての企業に対し与信チェックを実施
提供先法人の社名・住所・担当者氏名・部署・役職・電話番号を確認

【第三者から提供を受けた実績等】

問22. 個人データの第三者提供を受けている場合、提供を受けた記録について、記録漏れの有無を回答願います。

「提供を受けている」が0.0%、「提供を受けていない」が100.0%であった。

N= 120



全体	有る	無い	無回答
120	0	120	0
100.0	0.0	100.0	0.0

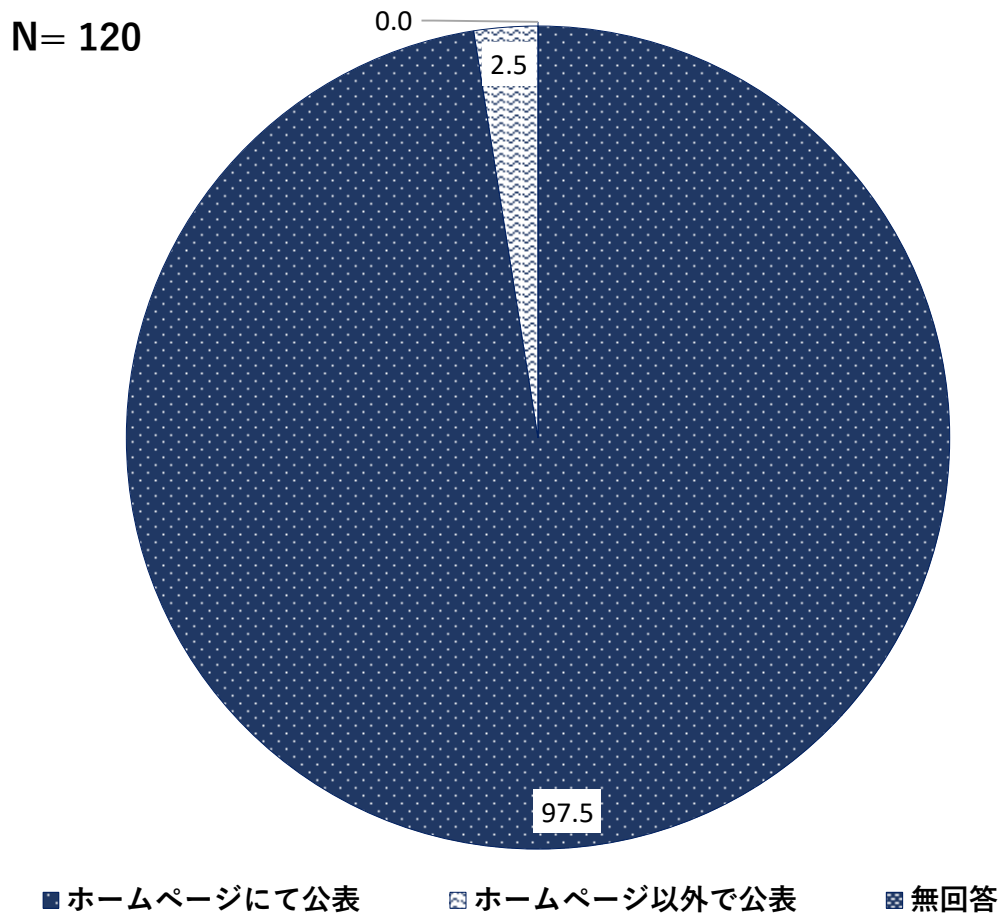
問23. 問22で、“有る”と回答した方へお聞きします。記録漏れの件数、内容、発生原因及び再発防止策を回答願います。

“有る”と回答したものなし

【資料の提供依頼】

問24. 法第27条第2項及び規則第14条に基づく、届出内容の公表方法を回答願います。併せて、公表資料を提出願います。

「ホームページで公表」が97.5%、「ホームページ以外で公表」が2.5%であった。



全体	ホームページにて公表	ホームページ以外で公表	無回答
120	117	3	0
100.0	97.5	2.5	0.0

回答結果により、以下の回答と公表資料の提出を求めた。

【公表方法がホームページの場合】

- ・ URL
- ・ 掲載場所（パンくずリスト）
- ・ ホームページに掲載している該当ページのPDF資料

【公表方法がホームページ以外の場合】

- ・ 公表方法
- ・ 公表資料

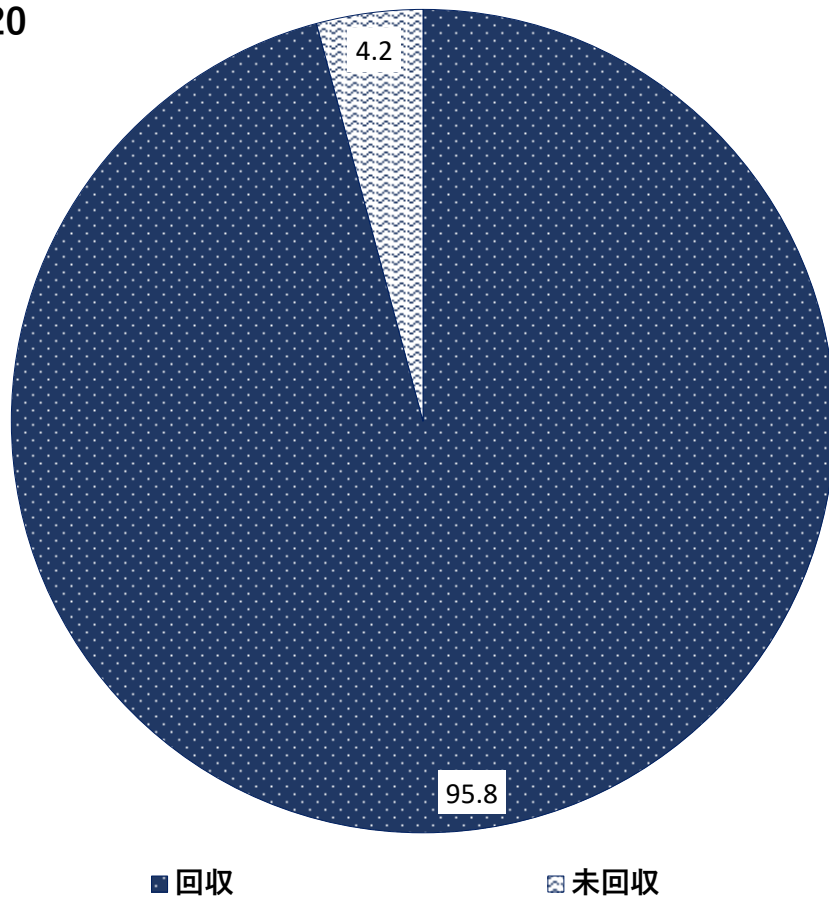
回答抜粋

個人情報保護委員会のページにて公開

【添付資料回収率】

「回収」が95.8%、「未回収」が4.2%であった。

N= 120



全体	回収	未回収
120	115	5
100.0	95.8	4.2

未回収の主な理由

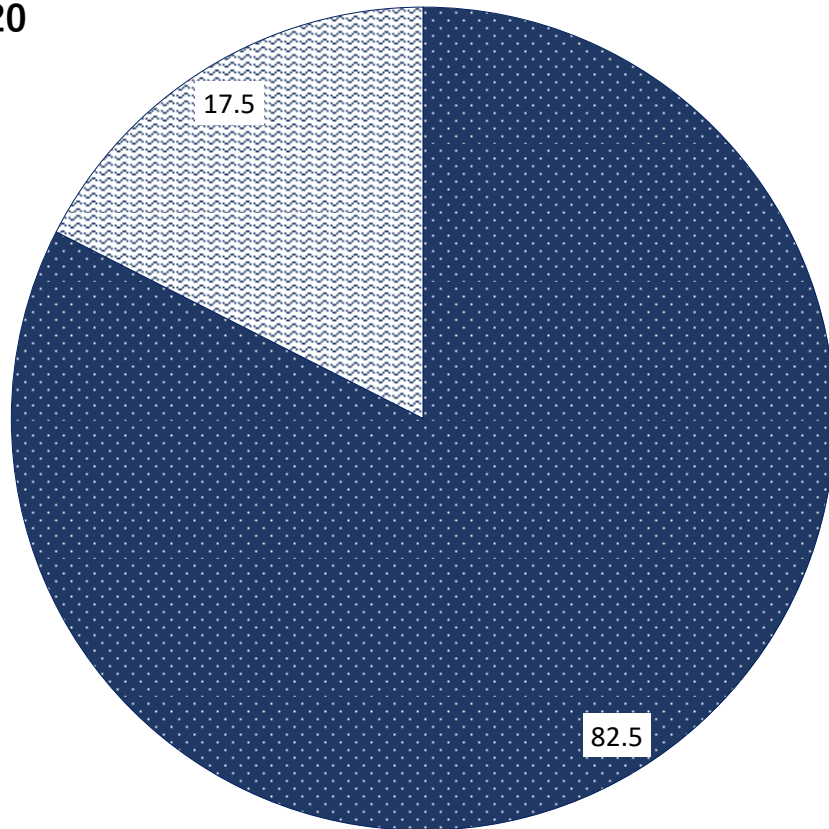
今現在、稼働（運営）できていない
公表資料なしの連絡あり
個人情報の提供をまだ行っていない

問25. 法第29条及び規則第20条に基づき、オプトアウトによる第三者提供について記録した項目が確認できる資料（記録の様式等）を提出願います。

【添付資料回収率】

「回収」が82.5%、「未回収」が17.5%であった。

N= 120



■ 回収

▨ 未回収

全体	回収	未回収
120	99	21
100.0	82.5	17.5

未回収の主な理由

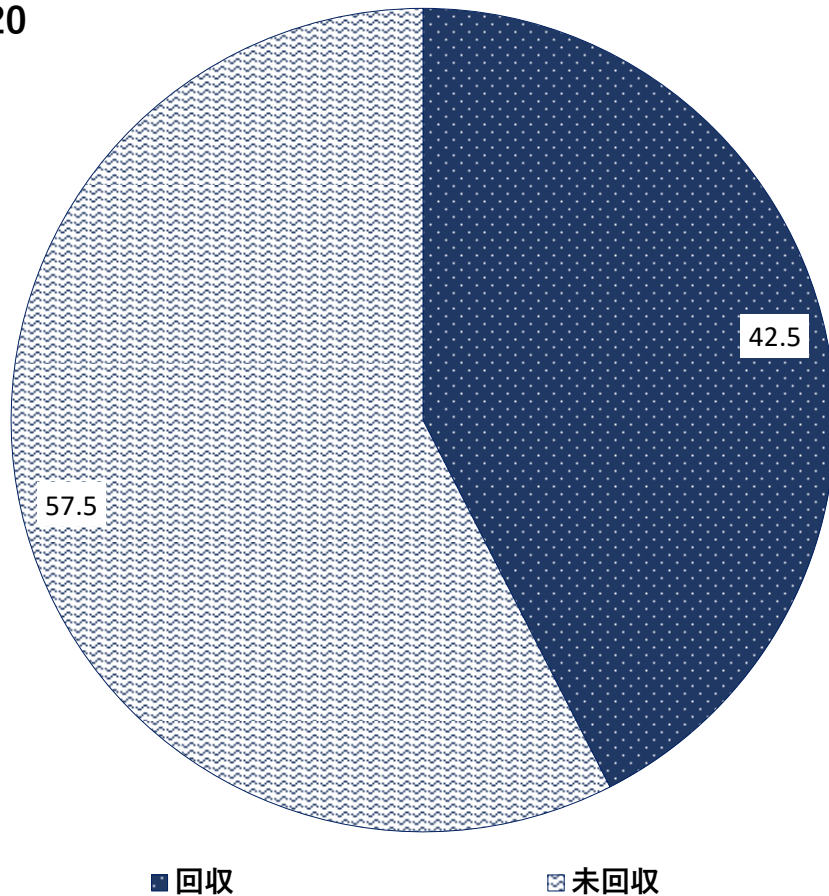
今現在、稼働(運営)できていない
個人情報の提供を行っていない
様式無しと事業所からメール有り

問26. 第三者から個人データの提供を受けた記録について、記録した項目が確認できる資料（記録の様式等）を提出願います。

【添付資料回収率】

「回収」が42.5%、「未回収」が57.5%であった。

N= 120



全体	回収	未回収
120	51	69
100.0	42.5	57.5

未回収の主な理由

様式無しと事業所からメール有り
今現在、稼働(運営できていない)
提供を受けていない

【その他】

問27. オプトアウトによる第三者提供に係る記録を作成することの負担感についてご意見があれば、回答願います。(自由記載)

システム上のログで取っているため、特に負担感はない
システム的にログ保存する仕組みを作っているが過去3年以上過去のものは手作業が発生する為、負担がある
第三者提供を行う必要性については認識できていますが、記録すべき内容の多寡にグラデーションがあってもよいかとは考えております。例えば弊社のように膳本データ等、「個人情報（データ）ではあるが、公知あるいは一般的に容易に入手可能」な情報については、その記録の要件を緩和する等の措置も効率性の観点からご検討に値するのでは、と考えております
記録シートと添付ファイルを個人情報提供するたびに作成していますが、多忙な時などは、特に添付資料の作成が負担になることがあります

問28. 法改正による影響等、オプトアウト制度に関する意見があれば回答願います。(自由記載)

法令遵守している企業の身からすると、ルールを守らない企業のせいでルールが厳しくなっていくが、そもそもそのような企業は厳しくなったルールも守らないため、負担が重くなって不適切な運営の企業が減らないことに理不尽さを感じる。法改正や届出している企業への度重なる調査よりも、届出から逃れているような企業の摘発や指導をまずはしっかりと行なってほしい

会社名や屋号に個人情報が含まれている場合、個人情報の取り扱いにならないようにしてほしい

オプトアウト制度の趣旨は重要なことと考えるが、他方、AI 関連サービスでは個人情報を含むインターネット上の大量の情報を蓄積、解析、出力しているものがあり、今後も多くの出現が予測される。例えば、最近話題の ChatGPT でも生存している個人の氏名を起点に個人についてチャットができる。また、個人の氏名が含まれる Google 検索結果のスニペットや Wikipedia でも特に本人の同意を得たと思われない情報も広範に閲覧可能でありながら、オプトアウト届出はなされていないように思われる。もし海外企業と日本企業との間で適用状況に差があるとすると、競争環境に差異が生じるため、公平な法適用及びオプトアウト制度が適用されない場合の要件の明確化をお願いしたい。また、前述の AI などのテクノロジーの進展や我が国での DX 浸透に鑑み、法第 57 条若しくは政令第 4 条又はガイドライン・QA の見直しなどにより、官公庁が無償で公表する一定程度公的立場にある個人の情報について当該公表事実の範囲内で情報を伝達する場合にオプトアウト制度の範囲外とすることができないか検討いただきたい

法改正後個人データの第三者提供の契約、売り上げは 0 円になりました

特に中小規模のクライアント様より、AI 等による高度な顧客分析や管理、入手が困難なケースも多く、あくまで合法的な範囲内で改正以後もデータ情報の提供を受けたいとの希望も多く聞いている。弊社としては DM やテレアポ等の委託業務としての提携を提案しているが、経済の活性化の観点からはデータの有効活用については、各業界よりの様々な意見を交換したいと考える

繰り返しの要望とはなりますが、弊社のように企業の信用情報をお客さまに提供している業者にとって、当該企業信用情報に含まれる取締役等の氏名、代表取締役の住所、生年月日、経歴等といった個人情報は、当該法人との取引等における重要な情報として、官公庁をはじめ金融機関、大手商社、大手企業の皆様にも幅広くご利用いただいております。 今後も、法規制等により提供が難しくならないよう、ご配慮いただければ幸いです